

工事成績評定結果公表要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市が発注する工事の受注者に対して行う工事成績評定の結果を公表することに関して必要な事項を定めることにより、工事の適正な施工の確保及び受注者の適正な選定に資することを目的とする。

(公表の対象工事)

第2条 工事成績評定結果の公表の対象とする工事は、工事成績評定等実施要領（平成21年4月1日施行）第2条に定める工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、請負者へ通知した工事完成検査結果通知書（成田市建設工事検査規定昭和56年12月28日施行）の写しとする。

(公表の方法等)

第4条 公表は、工事検査主管課において閲覧に供する方法により行う。

- 2 公表は、工事完成検査結果通知の後、速やかに行うものとする。
- 3 公表の期間は、完成検査の属する年度の翌年度末日までとする。
- 4 閲覧時における公表資料の貸出し及び複写等は、行わない。
- 5 公表資料の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。
 - (1) 閲覧日 月曜日から金曜日までの日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。
 - (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 公表資料の管理及び保管は、工事検査主管課において行う。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、工事成績評定の結果を公表することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。